

# 特定健診だより

No.4(令和2年8月号)

## 特定健診等請求データのエラー事例について

特定健診等請求データでエラーとなる事例について説明します。

### 1 事例 契約単価・健診内容区分誤り

- 特定健診等を実施するにあたっては、委託元保険者と実施主体が契約を結び、契約内容に則って行います。令和2年度分の特定健診等費用の請求をするにあたっては、契約内容に沿った正しい金額で請求を行ってください。
- また追加健診を誤って詳細健診として入力しているパターンも見受けられます。例えば、委託元保険者によっては血清クレアチニンを追加健診として一律実施している場合もあるようなので、こういった場合も契約内容に沿った請求をお願いします。
- 契約金額、健診実施項目等の契約に関するお問い合わせは、委託元保険者にご確認ください。

### 2 留意事項

- 請求データのエラーとなった場合には、「**返戻**」となり費用の支払いができませんので、ご注意ください。

請求の際は、委託元保険者との契約に沿った請求データの作成をお願いします。



宮崎県国民健康保険  
イメージキャラクター「オレンジくん」

### 3 令和元年度実施分の特定健診等費用の請求について

- 厚生労働省が平成20年7月10日に発出した保発第0710003号では、毎年11月1日までに前年度実施した特定健診等の結果を国へ報告することとなっております。つきましては、令和元年実施分の特定健診等の結果が確定しており、まだ費用請求が済んでいない場合は、**9月7日(月)**までにご請求ください。
- 保健指導の場合は、指導結果が出ていない場合も考えられるため、必ずしも令和元年実施分の請求を9月7日までに請求していただくわけではありません。
- また、9月7日を過ぎて令和元年実施分の特定健診等の費用請求を行った場合でも、費用のお支払いは可能です。
- 特定健診等請求データの提出の有無に関しては、委託元の保険者と調整ください。

〔連絡先〕 宮崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課 保険者支援係 (本館2階)

住所：宮崎市下原町231-1

TEL：(0985) 25-5208 FAX：(0985) 31-4388